

質問回答書

令和 4年 6月 15日

件 名 4神栖市洪水・土砂災害ハザードマップ改訂業務委託

番 号	仕様書	質 問	回 答
1	第19条第2項 ・ 第22条(4)	外国語表記は、日本語と外国語3種を併記し、計4万部印刷するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 翻訳箇所については、全ての箇所ではなく、表紙や凡例の翻訳を想定しています。
2	第11条	市と協議の上、受託者が従来から権利を有している著作権物を利用する場合、その権利は受託者に留保される認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 市が受託者への協議なく使用できる範囲について契約書に明記する予定です。
3	第18条	「水害ハザードマップ作成の手引き」に「基図となる地形図の地形や家屋、道路の状況等、経年変化が多い場合は、最新の基図を入手することが望ましい」との記載があることから、神栖市全域の網羅する基図について、25,000分の1の国土基本情報(数値地図データ)あるいは、1/2,500の地形図(都市計画図)と同等の精度(建物形状・道路形状等)を有する地図を使用する。その場合、受託者が準備することで問題ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。 市から貸与する以外のものを使用する場合においては、受託者で準備していただくことで問題ありません。
4	第24条	神栖市地域防災計画改定時に反映すべき事項とは、どのような項目、内容が想定されますでしょうか。	昨年度、神栖市地域防災計画を改訂したため具体的な項目等は想定していませんが、今年度中に制度改正や法改正があった場合等で、次回の地域防災計画改訂時に修正や追記等が必要な内容があった際は整理をお願いします。
5	第26条	(3)業務報告書(製本)は、どのような仕様を想定されていますでしょうか。	業務報告書については、A4サイズ(A3は折り込みで挿入)で製本してください。内容については業務概要、作業工程・結果、作業手順等を整理してまとめてください。